

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（制定の背景）

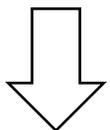
平成17年保険業法改正（平成17年5月2日公布、平成18年4月1日施行）

【改正前】特定の者を相手方とする共済事業は保険業法の適用なし ※いわゆる根拠法のない共済

【改正後】共済契約者の保護を図るため、特定の者を相手方とする共済事業にも原則として保険業法を適用

※いわゆる根拠法のない共済事業者は、原則として、保険業の免許又は改正法で創設された**少額短期保険業**の登録が必要となった。

ただし、公益法人については、当分の間、従前の共済事業（特定保険業）を行うことができることとする経過措置が設けられた。

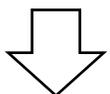


- ・公益法人制度改革関連法の施行（平成20年12月）により、既存の公益法人が平成25年11月末までの移行期間内に新法人に移行することが求められる中、新法人移行後には特定保険業を行うことができる経過措置の対象から外れることとなった。
- ・従前から共済事業を行っていた団体の中には、保険業法の規制に直ちに適合することが容易でないものが存在していた。

平成22年保険業法改正（平成22年11月19日公布、平成23年5月13日施行）

- 平成17年保険業法改正時に共済事業（特定保険業）を行っていた者のうち、一定の要件に該当するものは、当分の間、行政庁の認可を受けて、その監督の下、特定保険業を行うことができるとされた（**認可特定保険業**の創設）。

※行政庁：旧公益法人については旧主務官庁、その他は金融庁（財務局等に権限委任）



- ・認可特定保険業は、従前から事業を行っていた者のみが従前と同じ範囲でのみ事業を実施可能（新規事業は不可）
- ・労働災害の発生率は従業員規模が小さい事業場で高い傾向にあるため、労働災害等による損害を填補する共済制度の役割は重要
- ・新法の制定により、**安定的な制度の下、中小事業主が行う事業に従事する者等が安心して加入できる共済制度を整備**

※新法に基づく共済事業の共済契約者である「中小事業主」には「労働者を雇用しないで事業を行うことを常態とするもの」が含まれており、個人で事業を行う者も共済契約者となり得る。

	認可特定保険業者	少額短期保険業者	保険会社
法人形態	一般（公益）社団／財団法人	株式会社又は相互会社	
保険の契約者	平成17年当時と実質的に同一	制限なし	
取扱商品		少額、短期、掛捨て	生損兼営不可
参入手続	認可	登録	免許
最低資本金・純資産額	純資産1000万円	資本金1000万円 純資産1000万円	資本金10億円
銀行窓販	不可	可	
保険計理人	短期商品の場合等は選任不要	選任が必要	
セーフティネット	対象外	対象外 (供託制度あり)	対象